

令和8年8月26日

職員の懲戒処分について

本市職員に対し、懲戒処分を行いましたので、公表します。

本件については、市民の皆様の信頼を損なう行為であり、深くお詫びを申し上げます。今後とも全職員一丸となって全体の奉仕者として、公正な職務の徹底を図って参ります。

記

1 被処分者及び処分内容

所属	役職	処分事由	処分内容
教育委員会事務局	参事級	信用失墜行為	減給 10 分の 1 （3 か月）

2 処分日

令和8年8月24日

3 事案の概要

本市においては、情報公開請求に対して公開した公文書を、市役所2階の情報コーナーに設置し、誰でも閲覧することができる状態にあります。

この件に関連し、教育委員会事務局に所属する被処分者から上司に対して以下のとおり報告がありました。

被処分者に前教育長より SNS にて、情報コーナーにある文書が差し替わっている可能性があるとの情報提供とともに、事実確認を求められました。被処分者は、情報コーナーに行き、文書が差し替わっていることを確認し、前教育長に事実報告を行いました。

その後、前教育長より、「この件で、来週あたりマスコミの動きがあるかもしれませんが、知らないふりをしておいてください。」と依頼されたことを受け、本件が発覚するまで、文書が差し替えられていたことを上司等に報告しませんでした。

結果として、公文書のうち一部が差し替えられているという不適切な状態が継続することとなりました。

4 処分理由

当該職員は、公開中の情報公開文書が差し替えられていることを知っていたにもかかわらず、上司に報告もせず、自らがその解消に努めることもありませんでした。結果として、公文書のうち一部が差し替えられているという不適切な状態が継続することとなりました。

また、上司から、本件に関する事を外部の者には連絡しないよう指示されたにもかかわらず、その指示に反して外部の者に連絡をしました。

これらの行為は、地方公務員法第 29 条に規定する懲戒処分の事由に該当します。

5 その他

本件の管理監督責任として、上司 3 名に対して口頭厳重注意を行いました。